

令和 3 年

第 4 回議会臨時会会議録

自 令和3年8月20日

至 令和3年8月20日

福島県会津坂下町議会

令和3年第4回会津坂下町議会臨時会会議録

令和3年8月20日から令和3年8月20日まで第4回臨時会が町役場議場に招集された。

令和3年8月20日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五十嵐 吉 雄
総 務 課 長	板 橋 正 良	政策財務課長	佐 藤 銀四郎
生 活 課 長	新井田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として9番山口亨君、10番渡部順子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より2件を提出いたします。

町長から、報告2件の提出がありました。町長報告第10号「専決処分の報告について 専決第7号 損害賠償の額の決定について」、町長報告第11号「専決処分の報告について 専決第8号 損害賠償の額の決定について」であります。朗読を省略して、順次、内容の説明を求めます。

町長報告第10号及び第11号について、説明願います。

◎総務課長（板橋正良君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長（板橋正良君）

議長報告第14号、町長報告第10号、「専決処分の報告」につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第7号「損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和3年7月1日午前11時頃、会津坂下町字石田1550番地の8地内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名であります、

であります。

損害賠償の額は、自動車「フロント／ドアガラス等の破損修理」に要しました27万8,630円であります、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年8月4日専決処分を行なったというものであります。

続きまして、議長報告第15号、町長報告第11号、「専決処分の報告」につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第8号「損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和3年5月11日午後7時頃、会津坂下町大字塔寺字松原地内町道八幡神社前通線において、発生した「対物事故」についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名であります、

であります。

損害賠償の額は、自動車の「右／前輪／破損修理」に要しました3万500円であります、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年8月17日専決処分を行なったというものであります。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

本日ここに、令和3年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、7月中旬から第5波とみられる感染の急拡大をうけ、福島県においても「まん延防止等重点措置」が発令されるとともに、県内全域に非常事態宣言が発令されました。町民の皆様、事業者の皆様には不要不急の外出の自粛、営業時間の短縮などの感染防止対策にご協力いただき誠にありがとうございます。町といたしましても感染予防、重症化予防に効果のあるワクチン接種につきまして、1日でも早く希望する町民の方が接種できるよう取り組んでまいります。

さて、本日ご提案申し上げる案件は、「副町長の選任につき同意を求めることについて」1件のご提案となります。

上程した案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります、なにとぞ慎重なご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第48号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第48号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

なお、本案の該当者である職員が、本案の審議終了まで暫時、自主退席・退場をいたしますのでご了承願います。

（板橋正良君 退席・退場）

◎議長（水野孝一君）

議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第48号 副町長の選任につき同意を求めることについて
次の者を副町長に選任したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 福島県河沼郡会津坂下町 [REDACTED]
氏 名 板橋 正良（昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生）
任 期 令和3年9月1日から令和7年8月31日まで
令和3年8月20日提出

会津坂下町長 古川 庄平

経 歴 書

本 籍 [REDACTED]

現住所 福島県河沼郡会津坂下町 [REDACTED]

板橋正良
昭和[]年[]月[]日生

學歷

職 歷 等

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

賞 罰
な し

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

議案第48号「副町長の選任につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

現在、副町長としてお勤めをいただいております日下亮氏につきましては、平成25年9月より副町長として選任されて以来、町職員として培われた知識と経験に基づく適切なるご指導により、「将来にわたり持続可能なまちづくり」・「財政の健全化」等にご尽力いただき、多大なるご貢献をいただきましたが、この8月31日をもって任期満了により退任されることとなりました。

日下副町長の、この間のご労苦とご功績に対しまして、心から感謝と敬意を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、板橋正良氏をご推薦申し上げます。

板橋氏は、昭和■■■年■■■月■■■日生まれの59歳で、昭和58年4月から会津坂下町職員として奉職しているところでございます。主な経歴を申し上げますと、平成26年に総務課危機管理班長、平成29年に産業課農林振興班長、平成30年に産業課長、平成31年に建設課長、令和3年4月から現在まで総務課長を務めております。

これまでの町職員としての経歴並びに実績、そして識見等から、我が町の副町長として、大変ふさわしい方であると信じるものでありますので、ご推薦を申し上げるものであります。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう、心からお願い申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎9番（山口享君）

確認したいんですけども、30年に、産業課長の時に訓告、戒告を受けた記憶が私あるんですけども、それは賞罰に入らないのか確認をお願いします。

◎副町長（日下亮君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

日下副町長。

◎副町長（日下亮君）

懲罰については、刑事罰のみになってございますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

本案件について伺いたいことがございます。まず、これまで古川町長は県の町村議会議長会の副会長を務めるなど大きな役割を担って参りました。そのことで県とのつながりも結構深くあったと思います。また、国との交渉も度重なる陳情も通じてそれなりに交流があったと推察するところです。これまでの古川町長の歴任活動からみますと、国または県のとの交流を含めて人事というものが、今回は内部ということではありますが、そういった国及び県からの任命と言いますか、そういう選任に至らなかったのか、その辺のところも合わせて、今回内部になったそういった経緯など伺いたいと思います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

只今のおただしでございますが、このことについては、色々な角度から考えてまいりました。私も6月の就任以来、副町長はというような考えも色々とそれなりに自分なりに考えてまいりました。それは、6月というと、今、日下副町長を目の前にして大変失礼かと思うんですが、任期が8月いっぱいだという話は前もって聞いておりましたので、それではというようなことで、自分なりには考えていたということでございます。その中で、県とのパイプをとという考えもありますでしょうし、国とのパイプ役という考えもありますでしょう。それは色々あろうかと思います。過去に我が会津坂下町も県の方から3名ほど連続して出向してもらうとか、県の方をお願いして助役、副町長になったということでございますが、果たしてあの頃自分も思い出しますが、果たして本当にパイプという我々が期待するようなことであったのかなど。こんなふうに自分なりに自問自答しながらも考えてみました。そんな中で、現職でなくとも、県の方をお願いすると、必ず現職からという話になるようです。近隣町村でも県の方からお願いしている町村もあるようです。そういう方々を伺ってみますと、やっぱり私が思うよりも、年齢的にあまりにも若いなど。大変失礼な話ですが若いなという感触を持っています。そんな中でできれば、6月

の一般質問でも私答弁させていただきましたが、今、会津坂下町の農業の将来の農業をどうするんだという考え方に立って、いまだからこそ考えなければならない時期なのではないのかなという思いの中で答弁させていただいたわけです。それらを実現したいがためにも県のOBさんあたりはどうかのかなという考えも持ってまいりました。そんな中で、心当たりというかそういう方にも当たってみました。その方もそれなりの職についておられてということで、今自分の就いている職を全うしたいというような大変強い思いを持って私のところに固辞してきたということがございますので、これ以上苦しめることもできないなという判断の中で、今回内部からという考えに切り替えました。そんな中で色々考えさせていただいた中で、今回、総務課長の途中の退任になろうかと思いますが、板橋正良が適任かなという私の判断によりご提案させていただきましたので、どうぞご理解を頂き賛同賜わり、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

本案件がもたらす、いわゆる古川町長の町政に対する色んなやり方、色んな意気込みというのを今後の町政にどのように大きくかかわってくるのか、古川町長の意気込みを伺いたいと思います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

なかなか難しい質問だなと捉えてもおりますが、板橋氏におかれましては産業課長また建設課長も歴任して参りました。そして今、総務課長に就いているわけでございますが、そういう中で、産業課長、建設課長、私が思うには、内部というよりは外部との色々な仕事の面での付き合いが多かろうという風に思います。産業課長であれば当然農業のみなさんとも親しくお付き合いして色々な諸問題を取り上げながらも、それをどのように政策に活かすのか、そういったこともあるであろうし、また、建設課長という職においては、坂下町も11業者の建設業組合がありますが、そういった建設業者との色んな付き合いもあるだろうし、それが癒着ということを私言っているわけではありませんが、そういった外部との調整と言いますか、付き合い方もあるだろうし、そういうことも彼は経験してまいりました。そして、今総務課長ということで、内部のまとめ役ということでやっております。これらについても十分その職責を果たしているなという部分でも見ておりますし、そして、先ほど渡部議員からありましたように、県の方とのお付き合いとか、国のお付き合い、これらもあります。その辺に関しては板橋氏においては、本当の職員ということで内部の事しかなかっただろうと思いますが、これからは、私のやってきたことで、出来る限り私の知り得る限りを彼に教えながらも、その辺も手伝ってもらって、就任から私も申し上げておりました財政健全化も、まだまだ引き続いて、これは

半永久だろうとも言っておりました。このことについても1丁目1番地に置きながらやっていかなければならいし、そういう面では一緒に力を合わせながら頑張っていきたいと思っております。こんな言葉足らずでございますが、ひとつ、意をくみ取っていただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第48号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

◎議長（水野孝一君）

ただいまの出席議員数は議長を除き13名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番五十嵐一夫君、12番酒井育子君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配付）

◎議長（水野孝一君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「配布漏れなし」という声あり）

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

◎議長（水野孝一君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は無記名であります。本案を可とする諸君は「賛成」と、本案を否とする諸君は「反対」と記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。「白票」及び「賛成」「反対」のいずれも確認しがたい投票

は、会議規則第84条の規定により、反対とみなして取り扱います。
それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（橋本吉嗣君）

1 番目黒克博君、2 番蓮沼文明君、3 番物江政博君、4 番赤城大地君、5 番横山智代君、
6 番渡部正司君、7 番小畑博司君、8 番佐藤宗太君、9 番山口享君、10 番渡部順子君、
11 番五十嵐一夫君、12 番酒井育子君、13 番青木美貴子君。

（氏名点呼・議員投票）

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」という声あり）

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

◎議長（水野孝一君）

開票を行います。立会人の立会いを求めます。

（立会人 11 番五十嵐一夫君・12 番酒井育子君、立会）

（開票）

◎議長（水野孝一君）

投票の結果を報告します。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 12 票

反対 1 票

以上のとおり「賛成多数」であります。

よって、議案第48号「副町長の選任につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎議長（水野孝一君）

板橋正良君が再入場・着席いたしますので、ご了承願います。

（板橋総務課長、再入場・着席）

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、終了いたしました。

ここで8月末日をもって退職されることになりました、日下亮副町長より、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎副町長（日下亮君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

日下副町長。

◎副町長（日下亮君）（登壇）

挨拶の機会を与えていただきましてありがとうございます。心から御礼申し上げます。

副町長職の退任にあたり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

任期満了をもって無事退任できますことに、町長はじめ議員の皆様には感謝のお礼を申し上げます。

省みますと、副町長としての2期8年そして職員時代の38年間、皆様には、大変お世話になりました。

今、会津坂下町において、新庁舎建設の延期を始めとした財政の健全化が大きな課題があります。本課題は、17日にも議員研修会におきまして、令和2年度の決算を踏まえた財政の研修会を開催され、その講師として関西学院大学の小西教授にお願いし、国の方向性を精査した中での地方財政の分析がなされておきまして「会津坂下町の財政状況は自動操縦状態から着地への検討時期にあり、たいへん重要な時期に来ている」と言われております。そのような中、コロナワクチンの接種もはじまり、町民を安全に守っていくことは、もちろんであります。コロナ禍における歳入、中でも税収をはじめとした今後の財政状況には一抹の不安もあります。

現在まで私が基本としてきたことは、町民満足度と財政出動の両者を鑑み、よりベターにそしてよりベストにということで事業等の進捗を考えてきました。長期計画の中で、その両者を確立していくことを求めていくことが私たちの使命ではないかと考えてきました。

財政が厳しくとも、町民に不安を与えないことが私たちの責務であり、後年度においても責任が持てる執行で、安心を提供していくことが使命と考えます。

最後になりますが、これまでご指導・ご支援をいただきました議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様には心から感謝とお礼を申し上げます。

在職中にいただきました、かけがいのない、いわば宝物、私自身の次なるステージを有意義なものとするための大きな糧にしていきたいと思います。

会津坂下町の着実な進展と町議会の益々のご発展をお祈りいたしまして退任の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

◎議長（水野孝一君）

続きまして、先ほど副町長の選任につき同意されました、板橋正良君より挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

◎総務課長（板橋正良君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長（板橋正良君）（登壇）

この度、古川町長の推薦を受け、本臨時会におきまして、日下副町長の退任に際し、その後任として皆様方にご同意を賜り、厚く感謝申し上げます。

皆様ご存じのとおり、私は、昭和５８年に役場に奉職し、現在、総務課長の任を務めさせていただいている途中ではありましたが、副町長という任務を頂き、職務の重さ並びに職務の重大さに身の引き締まる思いです。

今般退任されます「日下副町長」におかれましては、２期８年間、大変ご苦勞様でした。この間のご指導・ご助言に対し、改めて感謝申し上げます。

昨今の地方行政は、地方分権が進み、地方の特色を生かした行政運営が必須となっておりまして。

本町も、厳しい財政状況下におかれてはありますが、将来を見据え、町民皆様方がいきいきと生活できる「やっぱり“ばんげ”がいい！～住みたい、やりたい事があふれるまち～」の実現に向け、古川町長が掲げている「新しいまちづくりの推進」「人づくり・少子化対策支援」「産業のさらなる振興」「健康づくり」の４本の柱を基本に置き、住民の目線に立って、私が今まで経験した行政経験を最大限に生かし、町長の補佐役としての使命感に徹し、その職務に専心する決意であります。

議員、皆様方におかれましては、何卒、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

これをもって、令和３年第４回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

（閉会 午前１０時４４分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年8月20日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員